

FOR TOMORROW

しぶや
法人

申告納税は
e-Taxで!!



公益社団法人 渋谷法人会 第1回通常総会開催報告

2013.6・7
No. **523**
平成25年

第1回通常総会報告(事業、決算、監査、事業計画、予算)	— 3
部会総会報告(青年部会、女性部会、源泉研究部会)	— 8
税務コーナー	— 10
新連載 組織を考える	— 12
都税コーナー	— 14

法人会掲示板 6・7月

6月・7月・(8月)実施する主な事業

- 6月3日 第2ブロック役員会
- 6月4日 渋谷駅前美化活動
- 6月6日 広報委員会
- 6月6日 初級簿記講習会（最終日）
- 6月7日 源泉研究部会研修会
- 6月8日 パソコン研修会「タブレットコース」
- 6月10日 パソコン研修会「エクセル活用コース」
- 6月12日 チャリティゴルフコンペ
- 6月15日 パソコン研修会「タブレットコース」
- 6月20日 理事会
- 6月20日 新入会員歓迎会
- 6月24日 渋谷優法会総会
- 6月26日 財務委員会
- 6月28日 社会貢献委員会
- 6月29日 パソコン研修会「エクセル活用コース」
- 7月1日 税制委員会
- 7月1日 総務委員会
- 7月1日 パソコン研修会
「パワーポイント入門コース」
- 7月2日 渋谷駅前美化活動
- 7月3日 事業研修委員会
- 7月6日 パソコン研修会
「パワーポイント入門コース」
- 7月8日 組織委員会
- 7月8日 厚生委員会
- 7月8日 大型保障制度推進会議
- 7月8日 パソコン研修会
「タブレット体験コース」
- 7月17日 第7ブロック見学研修会
- 7月18日 南新宿まつり（税金クイズ）
- 7月19日 南新宿まつり（税金クイズ）
- 7月26日 恵比寿盆踊り（税金クイズ）
- 7月28日 初台まつり（税金クイズ）
- 8月6日 夏期ゼミナール
- 8月7日 夏期ゼミナール
- 8月29日 経理・税務セミナー（全16回）（初日）
〈チラシ参照〉

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成25年6月19日(水)午後1時～4時
 日時 平成25年7月17日(水)午後1時～4時
 日時 平成25年8月21日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 7月8日(月) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

特別会員（賛助会員）募集

当会では公益社団法人化に伴い特別会員制度を設けました。

会の趣旨をご理解いただき、特別会員としてご支援いただけますよう、お願い申し上げます。

◎当会が主催するセミナー等の催しに参加することはもちろん、会員サービスも正会員と同様にご利用いただけます。

◎社員総会にはオブザーバーとして出席することができます（議決権はありません）。

◆特別会員 （賛助会員）とは	<ul style="list-style-type: none"> ・管内に正会員である本店を有する支店・出張所 ・個人事業者 ・本会趣旨に賛同する個人
◆会 費	年額6,000円



道玄坂センタービルテナント案内

渋谷区道玄坂2-29-8 TEL 3462-0707



2 F	ダブリナースカフェ & パブ	☎ 5459-1736
	ソフトバンク（携帯電話）	☎ 3476-2628
	モロコ（婦人服）	☎ 3780-5075
1 F	モスバーガー（ファーストフード）	☎ 3461-0548
	ファミリーマート（コンビニ）	☎ 5457-1228
B1F	トッポ（喫茶）	☎ 3461-1624
	新宿ねぎし（焼肉）	☎ 3770-0227
	いんでいら（カレー）	☎ 5458-8154

8 F	土間土間（居酒屋）	☎ 5728-7268
7 F	白木屋（居酒屋）	☎ 3463-9588
6 F	鳥良（居酒屋）	☎ 3780-1011
	磯丸水産（居酒屋）	☎ 5459-4931
5 F	和民（居酒屋）	☎ 5456-6027
4 F	佐五右衛門（串焼）	☎ 6455-0900
	韓の台所（焼肉）	☎ 5489-7655
3 F	ロイヤルホスト（レストラン）	☎ 3462-5681

第1回通常総会



全議案原案通り承認可決 第1回通常総会終了



議長



三次渋谷税務署長ご祝辞

去る5月27日(月)午後4時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて公益社団法人認定後、第1回通常総会を開催した。

当日は来賓に渋谷税務署長三次直哉氏他34名のご出席をいただき、並びに会員214名の出席を得て開催し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決された。

平成24年度の事業では、会員の自己研鑽を支援する為、全事業において研修内容の充実、研修参加人数の増大に努め、加えて公益社団法人認定を見据えより公益性を高める為、会員のみならず一般にも対象を広げて実施しました。

組織の拡充強化の為、本年も10月、11月、12月の3ヶ月間を会員増強月間として、ブロック・支部、保険受託会社の協力を得て実施いたしました。景気回復などまだまだ実感できない状況もあって、24年度も退会が入会を上まわるという結果であった。今年度もまだまだ厳しい状況が予想されます。

平成25年度の事業計画案では、組織の確立、納税意識の高揚、会員の質的向上、地域社会への貢献を柱とし、更に公益社団法人に相応しい、幅広い会活動を重点施策とし、積極的に推進することを主軸とした事業計画案が承認されました。

平成24年度事業報告

<一般概況>

平成24年度は「法人会の基本的指針」に則り、税知識の普及と納税意識の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成するため組織的に事業活動を展開しました。

さて、法人会は60年を超える歴史を経てきました。今日未来への更なる発展を目指し、全ての組織が丸一となって、知恵をしぼり、新公益法人制度への対応を最重点課題と位置づけ「公益認定法人」を目指す活動を展開するなかで、法人会の運営も転換期を迎えており、昨年度に引き続き、原点に立ち返り「社会的使命」を新たに見つめ直す年となりました。

平成25年度の公益社団法人への移行に向け「定款の変更案」「諸規定の整備」の策定を中心に、「公益社団法人としての目的に即した事業」や「更に魅力ある法人会づくり」についても、具体的な検討を重ねてまいりました。

これを契機に法人会の本来の目的・使命を再確認し「税」に関する活動の充実を図るとともに地域社会に貢献する活動を積極的に推進し、平成25年2月27日の東京都公益認定委員会において当会を公益社団法人として認定することが適当とする答申が出され、3月25日に東京都知事から認定書の交付を受け、4月1日付をもちまして、公益社団法人への移行登記を完了いたし、名実ともに平成25年度より「公益社団法人 渋谷法人会」として発足することとなりました。

正しい税知識を学ぼう

つきましては、これを機に役員一同新たな心構えを持ち、税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言、地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を精励いたす所存です。

今後とも、会員企業が結集いただき、渋谷法人会の目的実現のために一層の努力を行う決意です。

会員各位、渋谷税務署、東京都渋谷都税事務所、渋谷区並びに関係諸団体各位のご協力に感謝いたしまして、平成24年度の事業報告を致します。

以下、その概要をご報告いたします。

(1) 組織関係

組織の維持拡大は法人会活動の基盤を強化するものであり、会員増強活動は極めて重要な課題です。組織の充実があって初めて、本来の目的である公益活動を積極的に、かつ有意義なものにすることができます。加えて財政的な基盤の確立にもつながります。

厳しい経済、社会環境下ではありますが、組織の維持拡大の意義を認識し、組織の強化を図る為、24年度は10月、11月、12月の3ヶ月を会員増強月間としブロック・支部・保険受託各社の協力を得て141社の勧奨成果にもかかわらず、322社の退会がありました。

長引く不景気の影響で退会が入会を上まわるという逆転現象でその推移を見ますと、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）期首会員数6,981社、3月31日現在会員数は6,800社で181社の減となりました。

減少の理由としては、「都合」49%、「移転」22%、「解散・所在不明」が29%となっています。都合退会には、「メリットなし」が30%、「経費節減」が70%と内訳られ、景気の影響が避けられず、今後とも厳しい状況が予測されます。

このように会員数は依然として減少傾向にあり、継続して会員増強と共に退会防止策と同時に、企業にとって、社会にとって、法人会がどうあるべきか、魅力ある法人会の再構築と新たな役員の参加を求め組織強化が緊急課題となってきています。

法人会の活性化には役員の課す役割が大きく、会員数の減少と地区の特性と事業活動の違い、経済環境の差異など様々に変化しています。又、役員人財の不足も慢性化しており、このことを踏まえ、公益活動を充実させるためのブロック、支部の活性化とガバナンス等の強化のため、昭和50年からの21ブロック・72支部を11ブロック・49支部に改編し、新ブロックの体制が確立いたしました。

(2) 税制関係

税に関する事業は法人会活動の

柱です。納税意識の高揚と税知識の普及を図ると共に、わが国の将来を展望した税制のあり方について発言していかなければなりません。

法人会の税制関連事業の中でも税制改正要望は極めて重要な事業です。日本の企業の大部分を占める中小企業の活性化につながる税制が望ましいとの観点から全法連では、「平成25年度税制改正に関する提言」の主旨説明として10月11日に全国大会を開催しました。決議された要望事項を政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。改正では、事業承継税制、実際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれました。

また、渋谷区くみんの広場に参加し、税の小冊子を3,000部配布と、税金クイズ3,000部を来場者にチャレンジしていただきました。また、国税庁の「税を考える週間」への協賛事業等を積極的に実施するとともに「e-Tax」「eLTAX」の利用率の向上を図るため、税務関係5団体、及び渋谷区商店会連合会、原宿表参道樺会、渋谷優法会の8団体で、電子申告・電子納税推進協議会に参加し、「電子申告・電子納税推進の街」を推進し、会員企業の「顧問税理士への代理送信利用依頼のお願い」文書をFAXで送信、各種研修会においても配布し、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業100%、会員企業70%を目標に会員のより一層の利用率向上に努めました。

(3) 研修関係

法人会の基幹事業である税法・税務関係研修・セミナーを始め、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業の実態に即し多岐に亘る研修・セミナー及び各種の経営支援事業を内容の充実を図りながら推進いたしました。なお、会員企業に加えて一般にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加にも努めました。

(4) 社会貢献関係

公益法人制度改革を踏まえ、より一層の公益性を高めるため、地域に密着した活動を展開することが求められています。民間活力による社会への貢献が重要な課題であることを念頭におき、組織力を十分に生かし、地球温暖化対策や節電対策など環境分野の問題、地域



平成24年度事業報告
福井副会長



事業計画報告
八木原副会長



決算報告・予算報告
石田副会長



会計監査報告
村田監事

法人会はよき経営者をめざす者の集まり



桑原渋谷区長ご祝辞



譲原都税事務所長ご祝辞



森東京税理士会
渋谷支部長ご祝辞

教育機関等との連携のもと租税教育を積極的かつ継続的に社会貢献活動を実施いたしました。

(5) 広報関係

法人会の知名度の向上、会員及び一般への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動として、ホームページや広報誌等の充実を図るとともに、広く一般に対しての税の啓発活動等の推進に努めました。

(6) 福利厚生関係

企業の存続並びに企業価値を高めるとともに従業員の確保の上で、各種福利厚生制度の充実は不可欠であり、会の財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及拡充推進を図りました。

(7) 総務・財務関係

時代に即する組織運営体制が常に望まれており、公益社団法人制度に適切に対応することを配慮しながら、諸規定・管理体制等所要の整備に着手いたしました。

また、ITを活用した新たな会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに個人情報管理の徹底を図りました。

なお、公益会計基準の変更に伴い、公益認定移行にあたり新基準の会計処理に変更となり、支部・部会の剰余金につきまして、本部会計に繰り入れしなければならなくなりましたので、その処理をさせていただきました。

以上、平成24年度における事業活動の趣旨の一端を申し述べましたが、厳しい経済情勢のなか、企業がより安定した発展ができるよう税務、経営、環境問題等あらゆる分野の情報をスピーディ且つ的確に伝達を図り、本会の使命を達成するため、会員企業はじめ関係者各位のご支援ご協力をお願い申し上げます。

<会員の移動状況>

期首会員数（平成24年4月1日）	6,981社
当期間中新規加入数	141社
当期間中脱会数	322社
期末会員数（平成25年3月31日）	6,800社

収支計算書総括表

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

(単位 円)

科目	一般会計	収益事業 特別会計	内部取引 消去	合計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入	5,210	0	0	5,210
(2) 特定資産運用収入	513,062	0	0	513,062
(3) 会費収入	50,223,600	0	0	50,223,600
(4) 事業収入	7,973,682	3,043,324	0	11,017,006
(5) 助成金収入	25,278,860	0	0	25,278,860
(6) 雑収入	100,308	2,567,414	0	2,667,722
(7) 繰入金収入	△1,372,455	0	1,372,455	0
【事業活動収入計】	82,722,267	5,610,738	1,372,455	89,705,460
2. 事業活動支出				
(1) 事業費	29,264,781	1,035,333	0	30,300,114
(2) 会議費	8,297,309	529,614	0	8,826,923
(3) 管理費	49,661,180	5,090,977	0	54,752,157
(4) 法人税等引当支出	0	70,000	0	70,000
(5) 繰入金支出	0	△1,372,455	1,372,455	0
【事業活動支出計】	87,223,270	5,353,469	1,372,455	93,949,194
【事業活動収支差額】	△4,501,003	257,269	0	△4,243,734
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定資産取崩収入	610,143,612	0	0	610,143,612
【投資活動収入計】	610,143,612	0	0	610,143,612
2. 投資活動支出				
(1) 基本資産取得支出	601,174,756	0	0	601,174,756
(2) 特定資産取得支出	3,152,856	0	0	3,152,856
【投資活動支出計】	604,327,612	0	0	604,327,612
【投資活動収支差額】	5,816,000	0	0	5,816,000
当期収支差額	1,314,997	257,269	0	1,572,266
前期繰越収支差額	9,046,009	6,861,160	0	15,907,169
次期繰越収支差額	10,361,006	7,118,429	0	17,479,435

貸借対照表総括表

平成25年3月31日現在

(単位 円)

科目	一般会計	収益事業 特別会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産	17,947,602	116,785	18,064,387
2. 固定資産	720,439,700	0	720,439,700
(1) 基本財産	612,212,037	0	612,212,037
(2) 特定資産	29,434,470	0	29,434,470
(3) その他の固定資産	78,793,193	0	78,793,193
【資産合計】	738,387,302	116,785	738,504,087
II 負債の部			
1. 流動負債	468,167	116,785	584,952
2. 固定負債	9,000,000	0	9,000,000
【負債合計】	9,468,167	116,785	9,584,952
III 正味財産の部			
一般正味財産	728,919,135	0	728,919,135
(うち基本財産への充当額)	612,212,037	0	612,212,037
(うち特定資産への充当額)	29,434,470	0	29,434,470
【正味財産合計】	728,919,135	0	728,919,135
【負債・正味財産合計】	738,387,302	116,785	738,504,087

この社会あなたの税が生きている

正味財産増減計算書総括表

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

(単位 円)

科 目	一般会計	収益事業 特別会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	5,210	0	0	5,210
特定資産運用益	513,062	0	0	513,062
受取会費	50,223,600	0	0	50,223,600
事業収益	7,973,682	3,043,324	0	11,017,006
受取助成金	25,278,860	0	0	25,278,860
雑収入	100,308	2,567,414	0	2,667,722
他会計からの繰入額	△1,372,455	0	1,372,455	0
【経常収益計】	82,722,267	5,610,738	1,372,455	89,705,460
(2) 経常費用				
事業費	29,264,781	1,035,333		30,300,114
会議費	8,297,309	529,614		8,826,923
管理費	56,691,742	5,348,246		62,039,988
法人税等引当支出	0	70,000		70,000
他会計からの繰出額	0	△1,372,455	1,372,455	0
【経常費用計】	94,253,832	5,610,738	1,372,455	101,237,025
【当期経常増減計】	△11,531,565	0	0	△11,531,565
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
【経常外収益計】	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
【経常外費用計】	0	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△11,531,565	0	0	△11,531,565
【一般正味財産期首残高】	740,450,700	0	0	740,450,700
【一般正味財産期末残高】	728,919,135	0	0	728,919,135
II 正味財産期末残高	728,919,135	0	0	728,919,135

平成25年度事業計画

I 平成25年度活動理念

公益社団法人渋谷法人会は、「法人会の基本的指針」に則り、税のオピニオンリーダー／納税意識の高揚、会員企業の自己研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するために一体となって、組織的な事業活動を展開し、地域の発展と信頼される法人会の確立をめざします。

- ◆ 当会の存在意義（社会的使命）並びに事業目的の再認識と再徹底を行う。
- ◆ 創立以来60年以上の国税当局との関連性や、歴史と実績を踏まえ、継承する。
- ◆ 「税務行政協力団体」唯一の公益認定団体として、役員の実務責任感を再醸成する。
- ◆ 適正申告・納税をおこなう「税のオピニオンリーダー」として存在する。
- ◆ 「よき経営者を目指すものの団体」として存在する。
- ◆ 「社会への貢献」をおこなう団体として存在する。

II 基本方針

(公益と社会貢献)

1 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、組織の強化を図り、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進し、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

さらに、公益法人として、民間が担う公共の目的を果たすべく取り組む。

(税務行政への協力)

2 税務当局との連絡調整を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解・信頼の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税意識の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

さらに、e-Tax・eLTA普及のために、税務当局及び税務関係団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業100%会員企業70%以上を目標に、より一層の利用率向上に努める。

(租税負担の合理化)

3 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(企業経営の健全化)

4 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、経営、経理、労務及び税務に関する研修会、講習会の事業活動を積極的に行う。

(広報活動の推進)

5 法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、公益法人制度改革を踏まえ、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動等の推進に努める。

ホームページや会報等の充実を図るとともに、マスコミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。特に公益的な事業については積極的なプレスリリースを行う。

(福利厚生制度の拡充)

6 企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。

(部会活動の充実)

7 源泉研究部会・青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するために諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や介護支援セミナーの開催等、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

(法人会体制の整備)

8 会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、特に会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。

e-Taxを利用しよう

Ⅲ 主な事業計画

- 公益目的事業 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに
税の提言に関する事業
- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に対する調査研究と要望に関する事業
- 公益目的事業 2 地域企業の健全な発展に資する事業
- 公益目的事業 3 地域社会への貢献を目的とする事業
- 他の事業 1 会員の交流に資するための事業
- 収益事業 1 会員の福利厚生等に関する事業

平成25年度収支予算書(正味財産増減計算書ベース)

自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 (単位 円)

科目	H25年度予算	H24年度予算	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	500,000	50,000		基本財産利息収入
特定資産運用益	50,000	600,000	△550,000	利息
受取会費	49,500,000	50,470,000	△970,000	正会員会費
事業収益	7,700,000	8,300,000	△600,000	講習会、広告費支部会等
受取助成金	23,900,000	24,033,900	△133,900	全法連助成金・東法連補助
受取負担金	7,800,000	8,400,000	△600,000	部会・総会・ブロック他
雑収益	600,000	810,000	△210,000	優法会、会館使用料等
経常収益計	90,050,000	92,663,900	△3,063,900	
(2) 経常費用				
事業費	90,726,000	96,586,000	△5,860,000	
① 税知識の普及を目的とする事業	32,661,360	33,805,100	△1,143,740	各種税務研修会等
② 納税意識の高揚を目的とする事業	10,887,120	11,590,320	△703,200	納税表彰・税金クイズ等
③ 税制及び税務に関する調査研究、提言目的事業	1,814,520	2,897,580	△1,083,060	税の提言・全国大会等
④ 地域企業の健全な発展に資する事業	3,629,040	3,863,440	△234,400	簿記講習・経営セミナー等
⑤ 地域社会への貢献を目的とする事業	7,258,080	7,726,880	△468,800	キープグリーン活動等
⑥ 会員の福利厚生等に関する事業	453,630	965,860	△512,230	大型保障制度等
⑦ 会員の交流に資する事業	22,681,500	24,146,500	△1,465,000	親睦事業等
⑧ 管理費	11,340,750	11,590,320	△249,570	給料他達成の為の事業
経常費用計	90,726,000	96,586,000	△5,860,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△676,000	△3,922,100	3,246,100	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△676,000	△3,922,100	3,246,100	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	70,000	70,000	0	法人事業・住民税
当期経常外増減額	()	()	(0)	
当期一般正味財産増減額	△606,000	△3,852,100	3,246,100	
一般正味財産期首残高	759,782,195	763,634,295	△3,852,100	
一般正味財産期末残高	759,176,195	759,782,195	△606,000	
II 指定正味財産増減の部				
受取全法連助成金	23,666,000	23,383,200	282,800	
一般正味財産への振替額	△23,666,000	△23,383,200	△282,800	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	759,176,195	759,782,195	△606,000	

役員改選報告

理事、監事任期満了に伴い改選を行い、その後同会場で臨時理事会を開催し、次のように確定した。

(敬称略)	常任理事 奥畑 茂	理事 伊藤 一三
【会長・副会長】	〃 野口 明	〃 山崎登美子
会長 柳田 道康	〃 細川 信和	〃 山田 英治
副会長 五月女進一	〃 丸山 幸孝	〃 脇田 茂久
〃 八木原 保	〃 海老名 孝	〃 有馬 清種
〃 石田 重仁	〃(青年部会) 名取 政俊	〃 増田 泰雄
〃 岩田 利延	〃(女性部会長) 石井沙与子	〃 佐伯 英文
〃 福井 貞夫	〃(源泉部会長) 戸田 匡介	〃 福田 晴夫
〃 多治見孝子	【理事】	〃 中村 浩士
〃 新居 常男	理事 加藤 清治	〃 飯島 良臣
〃 長島 祐司	〃 佐藤 正人	〃 八木 茂久
専務理事 相澤 悟	〃 新村 俊三	〃 天野 長光
【常任理事】	〃 渡辺 博	〃 松井美千代
常任理事 大塚 英雄	〃 遠藤 久介	〃 安原喜一郎
〃 雨宮 孝幸	〃 橘 輝雄	〃 滝島 聡
〃 小林 英雄	〃 広瀬 正	〃 梅村 昇
〃 藤木 庸佑	〃 二渡永八郎	〃 鈴木 清久
〃 梅原伸二郎	〃 並木 宏道	〃 安斉 隆雄
〃 堀内 利夫	〃 東 宣昭	〃 滝 澄雄
〃 杉本 一二	〃 朝倉 健吾	〃 生稲 榮次
〃 荻 英夫	〃 北 節子	【監事】
〃 田中 茂	〃 西村 元	監事 黒澤 公博
〃 福田 勝則	〃 岡崎 義明	〃 福井 恒夫
〃 光山 和徳	〃 大石 隆士	



渡辺臨時理事会議長



新正副会長

会員増強功労者に 表彰状、感謝状を贈呈

平成24年度の会員増強に活躍をされ、法人会の組織の強化に貢献をされた団体表彰2団体、26名の方々に記念品、賞状を贈呈し、目標達成ブロックに賞状を贈呈いたしました。



増強感謝状受彰
安原喜一郎殿



目標達成ブロック代表
藤木庸祐殿

みんなの力で法人会を大きく育てよう

部会総会報告

平成24年度源泉研究部会総会を開催

去る4月11日(木)午後1時30分からの研修会に引き続き、午後3時30分から渋谷区立商工会館5F第一会議室において平成24年度源泉研究部会総会を開催した。

24年度の事業報告と25年度の事業計画案の検討し、原案通り承認可決された。

次に、出席回数優秀部会員に皆勤賞と努力賞が戸田部会長より渡された。

その後、柳田法人会長、渋谷税務署佐藤法人総括副署長にご祝辞をいただき、無事24年度総会を終了した。



佐藤副署長ご祝辞

柳田法人会長ご祝辞

議長を務める戸田部会長



源泉研究部会総会

女性部会 第1回通常総会を開催

去る4月23日(火)、渋谷法人会館において午後3時より公益社団法人認定取得後の女性部会第1回通常総会を開催した。

総会では、平成24年度事業報告並びに収支決算報告、監査報告、平成25年度事業計画案及び予算案について審議し、いずれも原案通り承認可決された。

続いて役員任期満了に付き改選を行い新藤幹事が退任し、三雲氏が新しく幹事に就任した。

その後、渋谷税務署副署長 佐藤貴司氏と渋谷法人会



八木原法人会副会長ご挨拶

石井女性部会長挨拶

講師: 寺田朗子氏

副会長 八木原保氏よりご祝辞をいただき、渋谷法人会女性部会第1回通常総会は滞りなく終了した。

続いて午後3時40分より、国境なき子どもたち会長の寺田朗子氏を講師にお招きし、「私の出会った子どもたち」と題して貴重な講演をいただいた。



女性部会総会講演会

青年部会 通常総会を開催

公益社団法人認定取得後の青年部会第1回通常総会を去る5月15日(水)午後3時30分から渋谷法人会館において開催。平成24年度事業報告・収支決算報告・監査報告・平成25年度事業計画案並びに予算案について審議を行い、いずれも原案通り承認可決された。

次に、任期満了に付き役員改選を行い、名取部会長が部会長を退任し部会監事に就任し、藤木幹事が新部会長に就任、そして吉田副部会長、吉岡幹事、白田幹事が退任し、早川氏、松崎氏、小林氏が青年部会幹事に就任した。

その後、渋谷税務署副署長 佐藤貴司氏よりご祝辞をいただき、渋谷法人会青年部会第1回通常総会は滞りなく終了した。

引き続き開催された講演会では、講師にTOMAコンサルティンググループ(株) 特定社会保険労務士 取締役副理事長 麻生武信氏をお迎えし“問題社員「正しい指導の仕方・辞めさせ方」”と題し、解雇の常識や解雇の徹底分析についてご講演をいただいた。



藤木新部会長挨拶

名取部会長挨拶

講師: 麻生武信氏



青年部会通常総会



総会講演会

電子納税、電子申告を活用しよう

法人会
事業
アラカルト

平成25年度簿記講習会を開催！

渋谷法人会では、4月8日より渋谷法人会館において、午後3時より5時まで、平成24年度の初級簿記講習会を開催し、6月6日に終了した。

講師は、税理士の四方 茂氏。受講者は13名。



講師：四方茂氏

相続・贈与税セミナーを開催

去る4月16日(火)、午後2時～3時30分まで渋谷法人会館に於いて相続・贈与税セミナーを渋谷優法会との共催で開催した。

講師は税理士法人 茂呂総合研究所代表の茂呂和夫氏にお願いし、「会社経営を次世代に承継するための賢い節税の仕方」についての講義を受けた。



講師：茂呂和夫氏



相続・贈与税セミナー

ビジネスマナーキャリアアップ
セミナーを開催

コミュニケーション、電話対応、女性社員を動かすマネジメント術など新入社員と入社2、3年目の社員を対象とした社員教育セミナーを4月24日(水)渋谷法人会館において開催した。

このセミナーは毎年この時期に開催しているもので、適切なビジネスマナーを身につけることによって、明るく効率の良い職場づくりや顧客獲得に生かしてい



講師：雨間けい子氏



ビジネスマナーキャリアアップセミナー

ただくことを目的としている。是非今後の業務に役立てていただきたい。

講師は、篤志館代表で、駿河台大学特別講師、JDA認定キャリアコンサルタント、コーチングトレーナーの雨間けい子氏。出席者は54名。

パソコン研修会を開催

渋谷法人会では、パソコン常設の富士通オープンカレッジ渋谷校において、毎回好評のパソコン研修会を5月20日のワード活用コースを皮切りに開催している。

今回の内容はエクセル入門コース2回、エクセル活用コース2回、ワード活用コース1回、パワーポイント入門コースを2回開催する。

そして今回は、タブレット体験コースも2回開催する。



パソコン研修会

ブロックだより

鮪まつりに参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

5月19日(日)渋谷法人会新第1ブロック（恵比寿、広尾、東）で鮪まつりが開かれ、法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



税金クイズに集中



鮪の解体



広尾地区役員さん

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

税 務 署

消費税法改正のお知らせ

1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講ずることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

国税に関する相談等

国税に関する相談

国税についてご不明な点などがあるときは、お気軽にご相談ください。ご相談に対して、迅速かつ的確な対応に努めています。

なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けています。

また、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けています。

（注） 電話相談センターは、所轄の税務署に電話していただき、自動音声に従って番号「1」を選択すると利用できます。

また、税務署での面接の事前予約は番号「2」を選択してください。

（参考） 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でも、申告・納税に関する情報を提供しています。

メールアドレスを登録しよう

都税事務所だより

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月3日(月)に発送します。

<納期限> 平成25年7月1日(月)

<ご利用になれる納付方法・場所>

- ①金融機関*1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替*2
- ③コンビニエンスストア*3



<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く)

*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

- ④金融機関*1・郵便局の (ペイジー)対応のATM*4、インターネットバンキング*4、モバイルバンキング*4

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。
 - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
 - 保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは、主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

固定資産税・都市計画税の納税には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。

(平成25年8月12日(月)までにお申込みいただくと、9月の第2期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)

自動車税の納付はお済みですか? 車検時納付はNO!

自動車税の納期限は5月31日(金)です。

まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

東京都の自動車税は、金融機関・郵便局・都税事務所等の窓口のほか、コンビニエンスストア、金融機関等の ペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。

※金融機関等の ペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングで納付した場合は、納付確認ができ次第(おおむね2週間後)、はがきサイズの継続検査等用の納税証明書を郵送します。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

個々人が構成する“秩序ある全体”

日本では働く人の3分の2が企業に勤め、組織で仕事をしている。だから組織は働く人の持ち味が発揮しやすい場であってほしいと願う。実務家の視点で“組織を考える”ことが、働く人を元気にする組織的対応のヒントになれば幸いである。

組織とは、岩波国語辞典によれば、「幾つかの物とか何人かの人とかで形作られる、秩序のある全体。また、その組み立て方」とされる。幾つかの物で形作られる秩序ある全体で代表的なのは、細胞から成り立っている生物である。人間であれば60兆個の細胞が秩序ある統一体として組織されることになる。そして60兆個のうち毎日約5000億個が更新され、生命は維持されていく。その更新は、DNAがもつ情報に基づき実行される。

細胞ごとの更新頻度の高さを考慮する必要はあるが、分子レベルでみれば今の身体は数ヶ月前の身体ではないことになる。にもかかわらず、それぞれの細胞から形成される内臓器官や身体の機能は失われていない。加齢による減衰はあるにせよ驚くべき身体の神秘である。

分子生物学者の福岡伸一氏は、このような生命現象を称して、動的平衡 (dynamic equilibrium) と呼んでおられる。この動的平衡には、たくさんのエネルギーと栄養が必要らしい。だから、私たちは通常、1日に3度の食事をとる。何といっても、毎日、約5000億個の細胞が置き換えられるのだから当然であろう。外部から摂取された食物は分子のレベルに高速分解され、それを使って新しい細胞が作られ古い細胞と置き換えられる。

私たちの親の代ぐらいいまでであろうか。日本では人生は川の流れのようなものといわれてきたが、生命活動そのものも、外界の変化に対応しながら、流れるように細胞の更新を連綿と営んできたことになる。まるで、東洋的なものの見方が、いにしえから生命活動の神秘の仕組みを見通していたかのようである。

組織の話に戻ろう。一方で、何人かの人で形成されている秩序ある全体もまた組織である。人からなる(人的)組織は、非経済的な活動に従事する非経済的組織と、財やサービスの生産・供給といった経済活動に従事する経済的組織とに大別されよう。

私たち、サラリーマンはもっぱら経済的組織である会社に籍をおいて仕事をしているわけである。だから、私たちは会社とよばれる組織のことが気になる。経済や社会の情勢が変われば、会社はどんな影響を受けるのか、会社はどうなるのかなどを考えるのはごく自然なことである。会社

は規模が大きくなるといろいろな機能を担当する組織をつくるようになる。その場合の会社や組織というよりは組織体というべきであろう。つくったからには、この組織体も生物と同じように環境に適応しながら生きていかなければならない。

しかしながら、恒常性 (homeostasis) は維持される必要がある。それができなければ、日々起きる変化のたびに組織が機能しなくなってしまう。そうなっては、社会を構成する主たる経済主体としての役割も果たせなくなる。

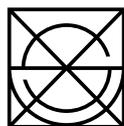
会社は人間の身体のように精巧で神秘的かつ有機的な仕組みをもっているわけではないが、同じように環境の変化を把握・分析し、それに基づき新商品を開発するなどして成果を得る。人的組織において、環境の把握・分析から成果の獲得に至る一連の流れを担当するのが組織の構成メンバーである。

先ほどの生命活動とのアナロジーでいえば、構成メンバーの身体的あるいは精神的活動の内容は絶えず更新されており、それが継続する企業の原動力だといえる。となれば、会社のひとつの課題は、組織メンバーの活発な身体的そして精神的活動をどのようにしたら維持できるか、また、どのようにしてそのためのエネルギーを供給できるかにある。換言すれば、組織の動的平衡をどのようにして実現するかが問われているということであろう。おそらく、この問いに答えるには、経営における組織の特徴を改めて考察することから始めなくてはならない。なぜなら、特徴がわからずして解決の手がかりを得ることはできないからだ。そして、その考え方に立ち、領域別や要素別の対応策が決まり、実施に至ったとしよう。しかし、対応策相互の有機的なかわり方の度合いによって、その効果は左右される可能性がある。福岡氏が唱えておられる動的平衡は暗にそれを示唆しているようにも思える。

ところで、機能論的に過ぎるとのそしりをうけることを覚悟でいえば、会社という組織は経営資源を変換し、商品を創出する装置である。この場合、インプットには、ヒト、モノ、カネ、情報は無論のこと、いろいろな社内規程や制度、組織の伝統や文化・風土、組織の人間関係、組織としての経験などが含まれる。アウトプット(成果)は、商品である財やサービスのみならず、利潤、資源を処理する技術や特許、品質のよい製品をつくるといった評判や名声、ビジネスの方法そのもの、あるいは組織としての強い団結力などであろう。

得られた成果の質や量が投入した物の質や量とエネルギーのレベルにおいて同じにならないのは自明であるが、私たち組織に働く人間がこのような視点で会社をみるのもあながち意味がないことではないと考えている。

RENTAL OFFICE
information



SHIBUYA
NEXUS

渋谷駅より徒歩3分

好立地のハイグレードオフィス

全室に高速インターネット回線を完備

レンタルオフィス シブヤ・ネクサス

TEL 03-3461-9100 FAX 03-3461-2200

E-Mail info@shibuya-nexus.biz

http://www.shibuya-nexus.biz/

e-Taxを体験してみよう!

平成25年3月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)アドヴァンス	瀬谷 克宏	渋谷区東3-17-11	5789-4637	婦人服卸
2	(株)ミュオン	坪内 俊樹	渋谷区恵比寿南1-13-2		ソフトウェア開発
3	辻・本郷税理士法人	本郷 孔洋	渋谷区渋谷2-15-1	6418-6761	税理士業
3	(株)ウィンドゲート	尾崎 豪	渋谷区渋谷1-9-1	6418-6666	不動産業
3	(株)フリーダムリンク	永田 博宣	渋谷区渋谷3-7-2-3F	3406-4461	ファイナンシャルプランニング 不動産コンサルティング
6	合同会社 with you	小林 裕子	渋谷区元代々木町10-7	6407-8155	居宅介護支援事業
10	(株)K工房	新堀 康浩	渋谷区千駄ヶ谷5-3-12	5368-1478	建設業
11	(株)KA-TSU	勝亦 帝人	渋谷区神宮前2-4-7	5785-3780	イベントプロデュース
11	(株)ミサワアソシエイツ一級建築士事務所	三沢 亮一	渋谷区神宮前2-31-1	6434-9762	建築設計
11	(有)ハマジム	濱田 一喜	渋谷区神宮前3-31-17	5411-5012	DVDソフト製造販売

平成25年4月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	木寅税務会計事務所	木寅 雅之	渋谷区東3-16-5	5774-9207	税理士
1	ダブルオーエフ(株)	藤井 太地	渋谷区恵比寿1-7-6	6659-4160	卸売業
2	小島安雄税理士事務所	小島 安雄	渋谷区恵比寿西1-15-2	6427-0037	税理士
2		長谷川智恵子	渋谷区恵比寿南3-7-24	3713-7950	
3	社会保険労務士法人ミライエ	石上 慶	渋谷区渋谷1-8-3		社会保険労務士
4	医療法人社団 京和会	梅田 和徳	渋谷区南平台町2-17	3477-1280	歯科
4	エスアイマネジメント(株)	藤村 基寛	渋谷区桜丘町10-4	3770-5971	受託開発ソフトウェア業
4	マトップ(株)	落合 真稔	渋谷区道玄坂1-15-3	6416-1531	経営コンサルティング
6	(株)トレストーレス	有泉 正樹	渋谷区富ヶ谷2-2-5	5452-3166	ソフトウェア開発
6	アクアシルバー(有)	山下 利明	渋谷区神山町12-2	5452-1655	アクセサリ製造販売
7	医療法人社団はたがや協立会 はたがや協立診療所	園田 久子	渋谷区幡ヶ谷3-9-11	5304-0621	医療
8	(株)SHINTO	高橋 真徒	渋谷区代々木5-43-2	3467-8623	カウンセリング業
8	オシアナス・ヴィントナース(株)	奥山 賢治	渋谷区本町2-1-1		食品輸出入業
8	(株)きら	松本 考史	渋谷区本町2-39-18	3329-0150	サービス
8	(株)ジー・シー	光岡 甫	渋谷区代々木5-48-1	3465-4300	文房具等製造・卸・販売
10	(株)アルティメット	鹿原 章人	渋谷区千駄ヶ谷5-30-7	6457-8631	建設業
11	THINK OUT OF THE CASE(株)	榎本 達彦	渋谷区神宮前2-7-6-504	3423-6565	インターネット通販・海外コンサル
区外	HR人事支援研究所	清水 秀城	横浜市港北区篠原町2746	045-633-1518	社労士
区外		斉藤 正範	小金井市梶野町5-2-22-206	042-301-5564	塗装業

平成25年5月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	山田経営会計事務所	山田 隆明	渋谷区恵比寿4-22-1	6450-4511	会計事務所
2	(株)ジャパンペットライセンスアソシエーション	萩原 恵美	渋谷区猿楽町17-17	5428-6461	ペット関連サービス
3	ピーアイ合同会社	陣ノ内曜子	渋谷区渋谷3-26-16		サプリメント製造・販売
6	ピーエル東京健康管理センター	田村 政紀	渋谷区神山町17-8	3469-1161	人間ドック
8	(株)SRC	諏訪 富男	渋谷区代々木4-31-4-1001	5333-3570	調査業
9	西川計測(株)	西川 徹	渋谷区代々木3-22-7	3299-1331	卸売業
10	(株)トゥモロー	天野 智之	渋谷区千駄ヶ谷3-13-14	5770-4900	広告制作・教育
11	(株)FREEDOM	鈴木 英之	渋谷区神宮前6-23-7	5774-2140	小売
区外	南青山税理士法人	仙石 実	港区南青山2-2-15	6721-1575	税理士

法人会ホームページを活用しよう



平成25年度の固定資産税・都市計画税の 軽減措置について (23区内)

項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請						
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等(店舗・工場の敷地、駐車場など)	負担水準65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不要						
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地(個人又は資本金等が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。)	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です (申請期限：平成25年12月27日) 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。						
小規模住宅用地に対する軽減措置(都市計画税のみ)	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不要						
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	平成25年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。	不要						
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの(新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。)	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日です。						
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成27年12月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から下記の期間について耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>改修完了日</th> <th>減免の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年1月1日～平成24年12月31日</td> <td>2年間</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日～平成27年12月31日</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	改修完了日	減免の期間	平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間	平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間	申請が必要です 申請期限は改修完了後3ヶ月以内です。
改修完了日	減免の期間								
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間								
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間								

【お問い合わせ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所 渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311 (代表)

住宅用地の負担調整措置が平成24年度から変わりました

- 固定資産税・都市計画税は、原則として、価格等を課税標準額として税額を算出しています。しかし、土地については、税額の急激な上昇を抑える措置等により、価格等と課税標準額との乖離の程度(負担水準)にばらつきがあります。その結果、同様の価格の土地であっても、課税標準額に差があり、税負担が異なる場合があります。
 - 平成24年度の地方税法の改正において、住宅用地に関する税負担の一層の公平を図るため、負担水準が80%以上の土地について、課税標準額を前年度のものに据え置く特例が廃止されました。
 - これにより、税負担が上昇するケースが増えています。
 - なお、平成25年度は、経過措置により、負担水準が90%以上100%未満の土地については、据置の特例が継続されています。
- (※) 小規模住宅用地の本来の課税標準額…… 【価格×1/6】
一般住宅用地の本来の課税標準額…… 【価格×1/3】

振替納税を利用しよう

(※) 負担水準……本来の課税標準額に対し、前年度の課税標準額がどの程度の割合であるかを示したもの
【前年度の課税標準額】÷【本来の課税標準額】で求めます。

平成 25 年度の負担調整措置【経過措置】

	負担水準	課税標準額	税 額
①	90%未満	前年度課税標準額 + (本来の課税標準額×5%) ※ ※本来の課税標準額×90%を上回る場合、90%相当額 ※本来の課税標準額×20%を下回る場合、20%相当額	上昇します
②	90%～100%未満	前年度課税標準額と同額	据え置かれます
③	100%以上	本来の課税標準額 (= 価格 × 1/6)	据え置かれる場合と 下がる場合があります

平成 26 年度までの負担調整措置のイメージ図 (小規模住宅用地の例)

しずや法人No.522
季節のクロスワードパズル●解答

解答 ヒヤシンス

サ	ン	ス	ウ	■	ロ	ト
ク	■	イ	ン	ロ	ウ	■
ラ	イ	ト	■	マ	ヒ	ル
■	コ	ウ	ン	■	■	ー
ア	イ	■	テ	■	マ	ト
ヤ	■	シ	ン	シ	ヨ	■
メ	ダ	カ	■	ヤ	ケ	イ

●当選者

しずや法人No.522の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

当選者は、下記の方々です。

ビルド・メンテナンス(株) 川島 奈美様
 (株)ピー・アール・シー 小泉久美子様
 マルフジェンエンジニアリング(株) 中田 俊一様
 シンキングアバウト(株) 水野 博美様
 東京オフィスマシン(株) 大塚 良幸様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成25年7月16日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・角田美里

<http://www.puzzle-crossword.info/>

1		2		3		4		5
			6		7			
8						9		10
							11	
14								16
17								
19								20

●このクロスワードパズルはすべてカタカナが入ります。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、5つの文字を並べかえてください。ジューンブライドとは言うけれど、実際には案外少ないよな…。

タテのカギ

- 1 白無垢の打ち掛け、日本髪は○○○○高島田
- 2 神社や教会、ホテルや会館で挙げる人もいますね
- 3 新しい扉、幸せの○○を開けるのでしょうか…
- 4 なにより○○○○な人生の伴侶を見つけたんですね
- 5 何事にも動じない心境に至りました
- 7 結婚指輪は○○? それともプラチナ?
- 10 貸し○○○○でも、じっくりお気に入りを探したいもの
- 11 ○○と糸でお裁縫。小学生の娘にヒヤヒヤ、ハラハラ
- 12 昔の貴族の婚礼で頭にかぶっていました
- 14 他人に対するひどい振る舞いです
- 15 お屋敷の外側の囲いですよ

16 カニのじゃんけんはこれだね

ヨコのカギ

- 1 花嫁が持つ花束。これを受け取ると次に花嫁になれるって
- 3 慌ててさわぐ様子を言いますね
- 6 親戚・友人、結婚すると○○○○も倍増!?
- 8 50年連れ添って、○○○○式をしましょうね
- 9 造花よりやっぱり自然の生きた花を飾りましょう
- 11 郵便で、メールで関係者に挨拶状を○○○○しておきましょう
- 12 レストランを○○○○でおこなう披露パーティーもはやっています
- 14 ふたりに暮らす新たな住まい
- 15 のんびりくつろぐ寝椅子です
- 17 ○○をも言わせぬ強い態度の亭主関白…
- 18 庭やベランダの鉢に植えます
- 19 ほうきとこれで掃きそうじしてね
- 20 コンサート会場は○○○○にあふれています

解答欄

--	--	--	--	--	--

都市空間を演出するアーバンリアルティ

商業ビルの仲介・ビル経営代行・メンテナンスのご相談なら



株式会社スペーストラスト

渋谷支店

<仲介部門> 渋谷区道玄坂2-25-13 松原ビル1階 TEL 3496-3331
 <管理部門> 渋谷区道玄坂2-10-10 世界堂ビル5階 TEL 3476-2768

公益社団法人 渋谷法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。
渋谷法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん

トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に!

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

基本セット祭壇

※供花は除きます



白木祭壇



生花を用いた祭壇

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。

ご利用例

※供花は除きます



基本セットご利用料金 + 10万円(税抜)



基本セットご利用料金 + 20万円(税抜)

葬儀支援サービス 2つのメリット

メリット 1 葬儀費用の軽減

渋谷法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ~ 315,000円でご利用になれます。

■ ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇	お棺	寝台車	ご遺影(白黒)／お位牌(白木)	会葬礼状(100枚)／枕飾り	ご遺体保存用品	など
	内装用品・納棺用品	車庫から10kmまで	(ドライアイス1回分)			

※火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただけます。

■ 対象者と基本セットご利用料金

適用種別	対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
第1種 適用者	● 会員企業の75歳未満の全取締役 および 監査役本人	無料
第2種 適用者	● 会員企業の75歳以上の全取締役 および 監査役本人 ● 本人の配偶者 および 子女 ● 本人 および 配偶者の両親 ● 本人 および 配偶者の祖父母	252,000円 (消費税込)
特別 適用者	● 本人 および 配偶者の兄弟姉妹・ おじ・おば・孫	315,000円 (消費税込)

※第1種・第2種適用者は、くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。
くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

メリット 2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟150団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス 検索 <http://www.gishiki.co.jp>
【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 shibuya_hou

家族葬、一般葬、社葬や
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに
合わせたご葬儀のご相談承ります。

● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間
365日対応



0120-421-493

ご利用になる場合は
「渋谷法人会」とお伝えください。

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。

儀式サービスについてのお問合せは ▶ 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 株式会社 全国儀式サービス TEL 03-3739-0755

しぶや法人 第523号 / 平成25年6月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)